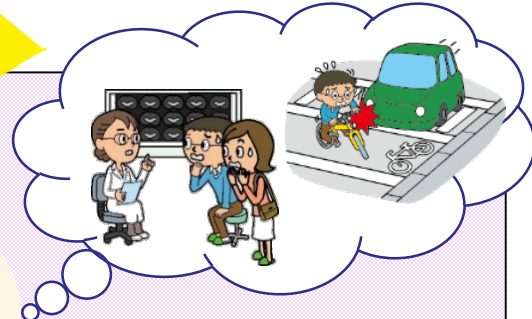
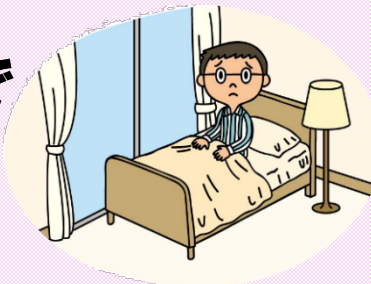


介護への備えは大丈夫ですか！？

病気やケガで  
ある日“突然”



介護状態に...

2017年10月始期日契約～

# 団体総合生活保険<sup>(※1)</sup>の **損保業界初**<sup>※2</sup> 新しい「介護補償」をおすすめします！

※1 団体総合生活保険とは、東京海上グループの団体保険制度です。  
※2 2017年3月現在、損保会社の商品で介護補償に単独で加入できるのは、当社のみです。

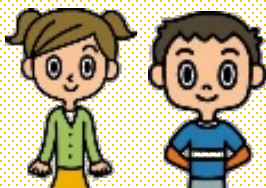
- ◆ 加入可能者の範囲と補償内容が拡大しました！！
- ◆ ご自身や大切なご家族の為にご契約いただけます！
- ◆ 「他人事」ではないご家族の介護に備えられます！

今回から加入できるようになりました！

ご夫婦で

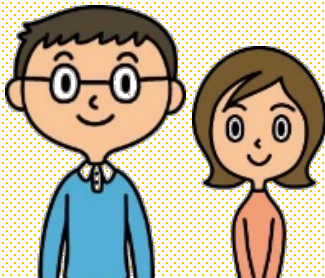
過去3年以内に  
親の介護を経験した方  
**16.8%**<sup>\*4</sup>

お子様にも  
20歳未満の場合



保険料  
月々 **10円**<sup>\*1</sup>  
(お一人当たり)

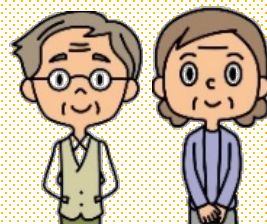
40代夫婦の場合



保険料  
月々 **60円**<sup>\*2</sup>～  
(ご夫婦で)

ご両親にも

60代親の場合



保険料  
月々 **500円**<sup>\*3</sup>～  
(お一人当たり)

**47.5%割引**

※団体割引30%損害率による割引25%

- \*1 保険金額300万円(補償タイプKK3)、20歳未満の場合
- \*2 保険金額300万円(補償タイプKK3)、本人42歳、配偶者41歳の場合
- \*3 保険金額300万円(補償タイプKK3)、63歳の場合  
保険料の詳細は裏面をご覧ください。
- \*4 【出典】(公財)生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」

※退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更等により系列会社でなくなった場合などには、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは裏面へ

お申込みは  
7/20(木)まで!

# 団体総合生活保険のご案内

～新しくなった「介護補償」～

保険期間：平成29年10月1日～平成30年10月1日

## 《ご存知ですか?》

- ① 介護に必要な一時費用は平均 **約80万円**
  - ② 介護に必要な月々の費用は平均 **約7.9万円**
  - ③ 介護期間は平均 **約4年11か月 (59.1か月)**
  - ✓ 費用総額(①+②×③)は平均 **約547万円**!!
  - ✓ **脳卒中**や**転倒**が原因で介護状態になることも
- ※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む  
【出典】(公財)生命保険文化センター「平成27年度  
生命保険に関する全国実態調査」

## 補償拡大

### 介護補償

病気やケガで介護状態になった場合に **介護補償保険金** をお支払いします!

### ●新設補償タイプ:「独自基準追加型」(要介護2)

※補償範囲は下図(斜線部)

年齢		～39歳	40歳～64歳	65歳～89歳
補償対象			〔公的介護保険 第2号被保険者〕	〔公的介護保険 第1号被保険者〕
原因	<b>特定16疾病*</b> * 末期がん、脳血管疾患(例:脳卒中) など	公的介護保険の <b>保障範囲外</b> も =「 <b>独自基準追加型</b> 」の補償範囲 ※当社所定の要介護状態と認定された場合も保険金をお支払出来ます!		
	<b>上記以外*</b> * ケガ、交通事故による介護状態 など			

### 《特徴》 加入対象者の範囲と補償内容が拡大!!

①「独自基準追加型」(要介護2)の新設により、**公的介護保険制度で介護認定されない場合**も保険金をお支払い出来るようになりました!

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)\*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払します。  
\*1東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、パンフレット記載の「補償の概要」をご確認ください。

②「独自基準追加型」(要介護2)の新設により、構成員(加入者)のご両親だけでなく、**ご本人・ご家族の加入が可能**となりました!



### 保険料例:「独自基準追加型」(要介護2)の場合

補償タイプ【KK3】(保険金額300万円の場合)				
公的介護保険制度 要介護2以上 + 当社所定の 要介護状態	年齢	保険料	年齢	保険料
		5～20歳	10円	50～54歳
	20～24歳	10円	55～59歳	240円
	25～29歳	10円	60～64歳	500円
	30～34歳	10円	65～69歳	1,050円
	35～39歳	10円	70～74歳	2,200円
	40～44歳	30円	75～79歳	4,810円
	45～49歳	60円	80～84歳	11,090円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

## ◆◆◆ ご注意 ◆◆◆

これまで親介護補償に加入されていた方は、下記の補償タイプ:「**公的介護保険連動型**」(要介護3)に読替となります。

### ●更新のみタイプ:「公的介護保険連動型」(要介護3)

※補償範囲は下図(斜線部)

年齢		～39歳	40歳～64歳	65歳～89歳
補償対象			〔公的介護保険 第2号被保険者〕	〔公的介護保険 第1号被保険者〕
原因	<b>特定16疾病*</b> * 末期がん、脳血管疾患(例:脳卒中) など	公的介護保険の <b>保障範囲</b> =「 <b>公的介護保険連動型</b> 」の補償範囲		
	<b>上記以外*</b> * ケガ、交通事故による介護状態 など			

※「独自基準追加型」(要介護2)へ補償変更を要する場合は再告知が必要です。

※「公的介護保険連動型」(要介護3)の保険料、その他補償内容の詳細については、パンフレットの「補償の概要」等をご確認ください。

## その他にも充実した補償プランをご用意しております!

### 補償内容等の詳細についてはパンフレットをご覧ください!

※このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点は、取扱(募集)代理店までお問い合わせください。

※補償を受けられる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。